

江見認定こども園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	鴨川市
事業者の所在地	鴨川市横渚 1450
事業者の連絡先	04-7092-1111
代表者氏名	鴨川市長 佐々木 久之

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	鴨川市立江見認定こども園							
所在地	千葉県鴨川市宮 1 4 5 5							
連絡先	電話 04-7092-9330 Fax 04-7092-9131							
施設長氏名	(園長の氏名) 田村 美和							
開設年月日	平成30年 4月 1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—人	—人	—人	10人	10人	10人	30人
	2号・3号	6人	9人	9人	15人	15人	15人	69人
	合計	6人	9人	9人	25人	25人	25人	99人
当園の基本理念・方針	<p><教育・保育目標></p> <p>○笑顔いっぱい・みんな仲よし・つよい体と心やさしい子の育成</p> <p>乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を担う。本園では、豊かな体験や遊び、様々な人と関わりを通して、子ども達が自分らしく育っていかれるよう教育・保育を積み重ねている。発達段階や個人差に応じた援助を重ねる中で、明るく元気な子・やさしい子・かしこい子を目指す子ども像として育成している。</p> <p><基本方針></p> <p>○小学校教育とのなめらかな接続 ○遊び体験を重視した教育活動</p> <p>○開かれた園づくり ○子育て支援を見据えた園経営</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2,654.11 m ²
	園庭	670.93 m ²
園舎	構造	(木造一部RC造1階建て)
	延べ	995.26 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
(乳児室)	1 室	(もも組：1歳児クラス)
(ほふく室)	1 室	(つぼみ組：0歳児クラス)
(保育室)	4 室	(たんぽぽ組：2歳児クラス、さくら組：3歳児クラス、すみれ組：4歳児クラス、ゆり組5歳児クラス)
(遊戯室、ホール)	1 室	
(調理室)	1 室	
(子育て支援室)	1 室	
(事務室)	1 室	

(5) 職員体制 (令和8年5月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
(園長)	1 人	1 人	— 人	
(主任保育教諭)	2 人	2 人	— 人	
(保育教諭)	10 人	7 人	3 人	
(教育補助員)	1 人	— 人	1 人	
(調理員)	1 人	— 人	1 人	
(用務員)	2 人	— 人	2 人	
(看護師)	— 人	— 人	— 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	9時00分～14時00分（5時間）
一時預かり	保育時間	朝：7時30分～8時30分 夕：14時00分～18時30分 土曜：7時30分～13時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日・県民の日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
	夏季（7月21日～8月31日）	
	冬季（12月24日～1月6日）	
	学年末・学年始休業日（3月25日～4月4日） ※4月1日から同月4日まで当該休業日に日曜日及び土曜日がある場合に当たっては、4月1日から起算して日曜日及び土曜日を除く4日間をいう。	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	/
	保育短時間	7時30分～8時00分 16時00分～18時30分
開所時間	月～金曜日	7時30分～18時30分
	土曜日	7時30分～13時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	給食費	1月あたり	5,500円
		1食あたり	275円
	絵本代	1月あたり	400円前後
その他	1号認定子どもの一時預かりに係る費用	月合計利用時間 1時間あたり	100円
	1号認定子どもの長期休業中一時預かりに係る給食費	1食あたり	350円
	2号・3号認定子どもの延長保育に係る費用	月合計利用時間 1時間あたり	100円

(8) 支払方法

<ul style="list-style-type: none"> ・保育料と給食費は、原則、口座振替をお願いします。 ・振替日は月末です。ただし、12月は25日が振替日です。 ※月末や12月25日が休日等の場合は、翌営業日の振替となります。 ・一時預かり利用料、延長保育料、絵本代等実費徴収に係る費用は現金での納付となります。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

<p>子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活する力、かかわる力、学ぶ力の育成 ・特別支援教育の充実を図る ・保護者、地域、小学校の連携を高める ・安全、安心な園づくりの推進 ・給食等食物アレルギー対応に理解を深め、適切な対応を図る
--

(10) 年間行事予定

令和7年度参照

月	行事内容
(4月)	(入園式・家庭確認・春の遠足・内科検診)
(5月)	(こどもの日の集い・園外保育・歯科、眼科検診・春季運動会)
(6月)	(園外保育・耳鼻科検診)
(7月)	(水遊び・七夕会・交通安全教室)
(8月)	(水遊び)
(9月)	(引き渡し訓練)
(10月)	(ミニ運動会・内科検診・修園遠足・芋掘り)
(11月)	(就学時健診・七五三お宮参り)
(12月)	(マラソン大会・発表会・クリスマス会・交通安全教室)
(1月)	(正月遊び)
(2月)	(豆まき・お店屋さんごっこ・お別れ遠足・交通安全教室)
(3月)	(ひな祭り会・卒園式)

○毎月の行事 誕生会、身体測定、避難訓練

○その他の行事は園だより等でお知らせいたします。また都合により、変更になる場合があります。

○内科検診については、園で2回共受診できなかった場合、個人で受診していただきますのでご了承ください。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設の管理者が定めた選考方法による <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市が行う利用調整による
--------	--

退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登園は9時までをお願いします。 ・ 当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は8時45分までに電話でご連絡ください。 ・ 原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には早めに電話でご連絡ください。 ・ 熱が37.5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。 ・ 与薬は、原則として取り扱いをしていません。 ・ 住所、仕事、世帯の状況や家庭状況などに変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届出書）」の提出が必要です。必ず園へ申し出てください。

（12）学校医

医療機関の名称	（名称） 長谷川医院
学校医名	（氏名） 長谷川 祐人
所在地	（所在地） 鴨川市西太海2008
電話番号	（電話番号） 7092-0189

（13）学校歯科医

医療機関の名称	（名称） 鴨川歯科室
学校歯科医名	（氏名） 黒野 秀樹
所在地	（所在地） 鴨川市横渚261-1
電話番号	（電話番号） 7092-2135

(14) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	(消防署名) 鴨川消防署
所在地	(所在地) 鴨川市横渚1393
電話番号	(電話番号) 7092-2131 (緊急時119番)

【管轄する警察署】

警察署名	(警察署名) 鴨川警察署
所在地	(所在地) 鴨川市横渚1465
電話番号	(電話番号) 7092-0110

(15) 非常災害対策

防火管理者	松本 千春
消防計画届出年月日	令和4年6月20日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	鴨川市立江見小学校
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、専用ホームページでの情報提供 等

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	(氏名) 宅間 ひとみ	(職名) 主任保育教諭
相談・苦情解決責任者	(氏名) 田村 美和	(職名) 園長

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求

めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(17) 賠償責任保険の加入状況

独立行政法人 日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。

種類	災害の範囲	給付金額
医療費 (負傷・疾病)	<ul style="list-style-type: none"> 原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療（健康保険等の医療保険対象のもの）に要する費用の額が500点（5,000円）以上のもの けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険診療の医療費総額の4割（そのうち1割の付加給付の額【乳幼児医療助成により自己負担額が無い場合は1割の付加給付分のみ】 高額療養費の対象となる場合は自己負担額に1割の付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合（その程度により第1級から第14級に区分される）	4,000万円～88万円 (通園中の災害の場合、2,000万円～44万円)
死亡見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	3,000万円 (通園中災害の場合、1,500万円)
	運動などの行為に起因する突然死	3,000万円 (通園中災害の場合、1,500万円)
	運動などの行為と関連のない突然死 (乳幼児突然死症候群など)	1,500万円 (通園中災害の場合も同額)

(18) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(19) その他保護者に説明すべき事項

- ・ P T A 活動への参加（4・5歳児 任意）
- ・ 令和3年度より使用したオムツを園で処理しますので、オムツを使用している方は鴨川市指定ゴミ袋「燃やせるごみ用（45ℓ）」1袋10枚入りをお持ちください。なお、お預かりしたごみ袋は返却しませんのでご了承ください。